

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市墓地等整備改善命令書

年 月 日付けで許可した墓地等の経営（変更）許可について、野田市墓地等の経営の許可等に関する条例第16条の規定により、下記の施設の改善を命じます。

なお、改善が終了した場合には、速やかに連絡してください。

- 1 改善が必要な施設の名称
- 2 改善が必要な施設の所在及び地番
- 3 改善箇所等
- 4 改善期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 改善が必要な理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。